

障がい基礎年金等を受給しているひとり親のご家庭の皆さま

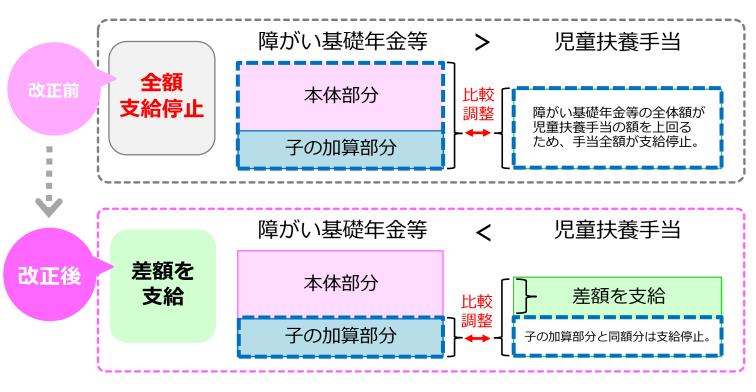
「児童扶養手当」が変わります

令和3年3月分(令和3年5月支払い)から

手当額の算出方法と支給制限に関する所得の算定方法が変更されます。

1. 児童扶養手当と調整する障がい基礎年金等の範囲が変わります

- ▶これまで、障がい基礎年金等(※¹)を受給している方は、障がい基礎年金等の額が児童扶養手当の額を上回る場合、児童扶養手当を受給できませんでしたが、令和3年3月分の手当以降は、児童扶養手当の額が障がい年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになります。
 - (※1) 障がい基礎年金等とは:国民年金法に基づく障がい基礎年金、労働者災害補償保険法による 障がい補償年金など。厚生年金保険法による障がい厚生年金は対象に含みません。



- ▶なお、障がい基礎年金等以外の公的年金等を受給している方(障がい基礎年金等は受給していない方)(※²)は、今回の改正後も、<u>調整する公的年金等の範囲に変更はない</u>ので、公的年金等の額が児童扶養手当額を下回る場合は、その差額分を児童扶養手当として受給できます。
- (※2)障がい基礎年金等以外の公的年金等を受給している方とは:遺族年金、老齢年金、労災年金、遺族 補償などの障がい年金以外の公的年金等や障がい厚生年金(3級)のみを受給している方。

2. 支給制限に関する所得の算定が変わります

▶令和3年3月分の手当以降は、**障がい基礎年金等を受給している受給資格者**の支給制限に関する「**所得」に非課税公的年金給付等**(※³)を加算し、手当の算定を行います。

(※3)非課税公的年金給付等とは:障がい年金、遺族年金、労災年金、遺族補償など。

手当算定に使用する項目

手当算定に使用しない項目

課税公的年金等

養育費(8割)

給与、事業、不動 産所得等

非課税公的年金給付等

手当算定に使用する項目

手当算定に使用しない項目

改正後

改正前

<mark>非課税公的年金給付等</mark>

課税公的年金等

養育費(8割)

給与、事業、不動 産所得等

▶児童扶養手当制度には、受給資格者(母子家庭の母など)と受給資格者と生計を同じくする民法上の扶養義務者(受給資格者の父母、兄弟、祖父母など)などについて、それぞれ前年の所得に応じて支給を制限する取り扱い(※⁴)があります。

(※4)支給制限の額は、扶養親族の数などによって異なります。

手当を受給 するための 手続き

- ①既に児童扶養手当受給資格者として認定を受けている方:**申請不要**
- ②児童扶養手当の認定は受けていないが、ひとり親医療証の認定のみ受けている方:**申請が必要**(対象者には後日、案内を送付します)
- ③児童扶養手当、ひとり親医療証共に認定を受けていない方: **申請が必要** 申請が必要な方は**令和3年6月末**までに申請してください。

支給開始月

通常、手当は申請の翌月分から支給開始となりますが、 これまで障がい年金を受給していたため児童扶養手当を受給できなかった方のうち、令和3年3月1日に支給要件を満たしている方は、令和3年6月30日までに申請すれば、令和3年3月分の手当から受給できます。

詳しくは、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

(お問い合わせ先)

藤沢市役所

児童扶養手当について:子育て給付課 0466-50-3580 (直通) 障がい基礎年金について:保険年金課 0466-50-3521 (直通)